

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 24 年 6 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等31市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった広島県尾道市、広島県竹原市、三重県明和町、長野県東御市の歴史的風致維持向上計画について6月6日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は35市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに6日以降に公開されます。

・国土交通省 HP：<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

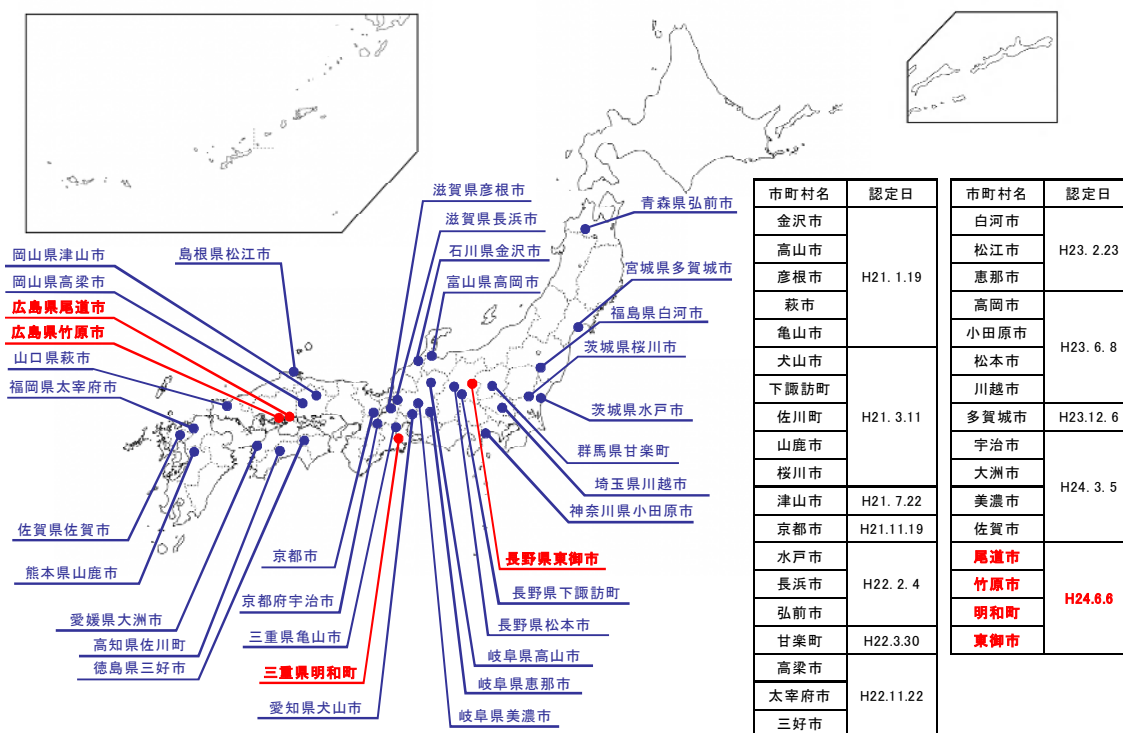


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の計画の概要（申請順）

○ 尾道市歴史的風致維持向上計画（広島県尾道市 認定申請日 H24. 3. 30）

国宝「浄土寺多宝塔」、重要文化財「常称寺本堂」等を含み、中世から近世の文化財が重層的に存在し特徴的な市街地を形成している尾道・向島地区、及び国宝「向上寺三重塔」を含み、港町としての繁栄を今に伝える歴史的町並みが現存する瀬戸田地区の2箇所を重点区域とし、浄土寺・常称寺の保存修理、歴史的建造物を回遊する散策道的美装化、歴史的建造物の修景・修復助成、ベッチャー祭をはじめとした民俗芸能への支援等の事業が位置付けられています。



【吉和太鼓おどりと浄土寺境内】

○ 竹原市歴史的風致維持向上計画（広島県竹原市 認定申請日 H24. 4. 13）

重要伝統的建造物群保存地区「竹原市竹原地区」を含み、製塩業や酒造業の発展により形成された歴史的町並みが現存する地域を重点区域とし、竹原市重要文化財「森川家住宅」の保存修理、重要伝統的建造物群保存地区へのアクセス道となる市道の整備、景観計画の策定、住吉祭・蒲団太鼓をはじめとした伝統行事の記録保存等の事業が位置付けられています。



【竹原市竹原地区の町並み】

○ 明和町歴史的風致維持向上計画（三重県明和町 認定申請日 H24. 4. 26）

史跡「斎宮跡」、三重県指定史跡「坂本古墳群」を含み、神聖な場所として古くから住民に守り続けられている斎王の森・竹神社や斎宮復興運動の拠点となった地域を重点区域とし、斎宮跡の建造物や古代伊勢道の復元、坂本古墳群の史跡公園としての整備、史跡内から流末河川に至る幹線排水路の整備、誘導案内板の整備、伊勢街道沿いの歴史的建造物の実態調査等の事業が位置付けられています。



【斎宮の旧跡地に存する竹神社】

○ 東御市歴史的風致維持向上計画（長野県東御市 認定申請日 H24. 5. 14）

重要伝統的建造物群保存地区「東御市海野宿」を含み、江戸時代は北国街道の宿場町として、明治時代以降は養蚕・蚕種業の町として栄えた伝統的な町並みが現存する地域を重点区域とし、海野宿内の歴史的建造物の修理、海野宿の景観に配慮した舗装・街路灯の改修、通過交通解消のための海野バイパス整備、海野宿案内ガイド育成等の事業が位置付けられています。



【白鳥神社例祭と海野宿の町並み】



歴史的風致維持向上計画認定証

平成24年6月6日認定

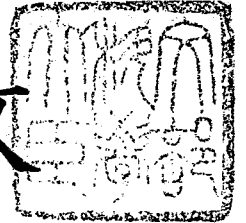
記

名 称	明和町歴史的風致維持向上計画
-----	----------------

上記の歴史的風致維持向上計画を地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項に基づき認定する。

文部科学大臣

平野 博文



農林水産大臣

郡 司 彰



国土交通大臣

羽田雄一郎

